

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年6月8日

京都市長 門川大作

京都市規則第16号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第41条第1項各号列記以外の部分中「が次の各号のいずれかに該当する」を「の各片に記載された納入義務者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名。第80条第3項において同じ。）又は金額が相違する」に改め、同項各号を削る。

第77条第2項中「支出調書に係る債権者及び」及び「、官公署に係るものを除き」を削り、「提出または」を「提出し、又は」に改める。

別表第2 1第41号を次のように改める。

(4) 保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター中部方面担当課長

別表第2 1中第42号を削り、第43号を第42号とし、第44号から第90号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第4中「第71号 保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター中部方面第一担当課長」を「第71号 保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター中部方面担当課長」に、「第91号 保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター中部方面第二担当課長」を「第91号 削除」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(会計室)